



## 受動喫煙防止のために、市職員への研修と第一種施設（庁舎）の完全禁煙を求める陳情

## (要望の趣旨)

平成 30 年 4 月 1 日「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が施行され、令和 2 年 4 月 1 日には「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行されました。特に「東京都受動喫煙防止条例」の影響は大きく、多くの飲食店が次々と禁煙マークを貼っていました。普段、条例など遠いものと思って過ごしてきた市民も、条例を身近に感じ、安心して食事ができる喜びを味わうことができたと思います。

一方「改正健康増進法」は、令和元年 7 月 1 日から第一種施設（庁舎）を原則敷地内禁煙と定め、これを機に多くの自治体で庁舎の敷地から喫煙所が撤去されました。これまで東京都で敷地内完全禁煙が達成された区市は、中央区、港区、台東区、渋谷区、豊島区、板橋区、立川市、調布市、小平市、狛江市、西東京市です。このうち港区、豊島区、調布市を除いては、すべて昨年 7 月 1 日の改正健康増進法の一部施行が契機となっています。

東久留米市の場合、第一種施設（庁舎）の敷地にあった喫煙所はすでに撤去されているということで、素早い適応に感謝申し上げます。しかし残念なことに、公式に認めているわけではないとのことです、庁舎の外階段の一か所に、暗黙の了解として職員用灰皿が置かれているそうです。山がそこにあるから登るように灰皿がそこにあるから喫煙してしまうのであって、灰皿が撤去されれば敷地内で喫煙する職員はいなくなり、同時に大切な職員の喫煙による健康リスクの低減にもつながります。

市役所は法律に基づき受動喫煙防止対策を推進していかなければなりません。喫煙は市民の生活習慣でもあるので、市主催のイベント等から住民問題、子ども支援、学校、福祉まであらゆる部署の職員が何らかの形で関わることになると思います。よって貴市の受動喫煙防止対策推進のためには、すべての職員が「喫煙と受動喫煙」について、正しい知識を学ぶことが重要です。幸い東久留米市には禁煙外来を行っている医療機関も多く、また隣の清瀬市には呼吸器疾患専門病院もあり、市民へ向けた研修も実施しています。これらの専門機関と連携することで、今後に向けた貴重な助言を得ることもできるでしょう。受動喫煙防止対策推進の司令塔である市役所は、あらゆる部署の職員（特に幹部職員）へ喫煙と受動喫煙についての研修会を企画し、受講を勧めていただきたいと思います。そして一刻も早く職員用灰皿を東久留米市役所から撤去して下さるようお願い申し上げます。

## (要望事項)

東久留米市職員へ「喫煙と受動喫煙」に関する研修受講と庁舎敷地の灰皿撤去を求める

令和 2 年 8 月 24 日

陳情者

住所（事務所） 清瀬市元町 1-8-20, エスタ清瀬 403

市民の健康を守る会

氏名

大森 正子



東久留米市議会

議長 富田竜馬 殿

